

平成23年度特定再資源化預託金等の出えん等について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し離島対策支援事業等に要する費用として、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用として出えんできることとなっている。

1. 資金管理法人における充当及び情報管理センターに対する出えん

(1) 情報システム改善策の実施等

平成22年6月開催の第36回資金管理業務諮問委員会において、情報システムの改善策を実施すること、並びに同改善策の実施に係る性能対策に要する費用(以下「性能対策費用」という。)のうち、資金管理法人及び情報管理センターが負担する金額について特定再資源化預託金等を充てることが審議・承認された。

(2) 資金管理法人及び情報管理センターが負担する性能対策費用

平成23年度における性能対策費用のうち、資金管理法人及び情報管理センターが負担する金額は、それぞれ約7億円、約5億円が見込まれる。

(3) 特定再資源化預託金等の出えん等

- ① 平成23年度上半期においては、資金管理法人及び情報管理センターが負担する金額に、特定再資源化預託金等をそれぞれ224.3百万円充て、及び142.7百万円出えんする。
- ② 平成23年度下半期については、金額が確定してから、特定再資源化預託金等を資金管理法人において充て、及び情報管理センターに対し出えんする(平成23年度の性能対策費用については資料3-5を参照)。

2. 指定再資源化機関に対する出えん

(1) 特定再資源化預託金等の出えん

平成23年度において、離島対策等支援事業に要する費用として特定再資源化預託金等を指定再資源化機関に対し97.5百万円出えんする。

(2) 離島対策等支援事業費

平成22年12月開催の第39回資金管理業務諮問委員会において、平成23年度離島対策等支援事業資金出えん計画が審議・承認された。同計画において、離島対策支援事業費は147.6百万円となっている。

また、同事業を行うための業務運営費は63.4百万円と見込まれていることから、平成23年度事業費総額は211.0百万円となる。

よって、平成23年度事業費総額と平成22年度繰越金見込み額113.5百万円との差額である97.5百万円が、平成23年度において指定再資源化機関が出えんを必要とする金額である(指定再資源化機関の平成23年度の収支状況見込みについては資料3-6を参照)。

以上のとおり、平成23年度において、特定再資源化預託金等を、資金管理法において224.3百万円充て、指定再資源化機関及び情報管理センターに対しそれぞれ97.5百万円、142.7百万円出えんすることについて、平成23年3月における資金管理業務諮問委員会の審議・承認及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。

ただし、上記1.(3)②の金額に充てる特定再資源化預託金等については、金額が確定してから資金管理業務諮問委員会の審議・承認及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。

なお、出えん等の原資となる特定再資源化預託金等の平成23年2月末における残高は、6,989.7百万円である(別紙参照)。

以上